広報 まつの

平成30年 7 月号 July

志国高知

幕末維新号が予土線を走る!!

～愛媛県予土線利用促進対策協議会 PR企画イベント～

６月９日㈯に、江川崎駅から宇和島駅まで幕末維新号に乗車できる体験イベントが行われ、町内の小学生及びその家族の方など48名が参加し、トロッコ列車の旅を楽しみました。

5/29 あおぞら子ども会開講式

5月29日㈫、町民センター研修室で「あおぞら子ども会」開講式が行われました。

「あおぞら子ども会」は同和問題をはじめとする様々な人権問題に関する学習を行うため平成7年からはじまり、20年あまりの長期にわたり活動を続けています。

開講式では、「あおぞら子ども会」の歌「青空」を全員で合唱した後、児童・生徒の皆さんが自己紹介を行い、学習していくうえでの目標などを発表しました。

平成30年度は、小学生12名、中学生5名の合計17名で、2月末までの9か月間にわたって教科学習、人権・同和学習、国立療養所「大島青松園」の訪問や福祉施設との交流などの活動を行う予定です。

5/30～ 宇和島市・北宇和郡中学校総合体育大会

5月30日㈬、5月31日㈭に宇和島市・北宇和郡内の各会場で、第13回宇和島市・北宇和郡中学校総合体育大会が開催され、松野中学校から男女バレーボール部、女子ソフトテニス部、軟式野球部、男女柔道部が出場しました。

それぞれの会場では選手が日頃の練習の成果を発揮し、勝利を目指して白熱した試合が行われました。

松野中学校の主な結果（県大会出場）は次のとおりです。

【個人の部】

柔道男子　90kg級　関本　太一　2位

柔道女子　　西田　華音　3位

6/2 蛍の畦道ライトアップ

6月2日㈯、目黒地区の風物詩となった「蛍の畦道ライトアップ」が開催されました。当日は晴天に恵まれ、会場の旧南小学校は大勢の来場者でにぎわっていました。

今年で13回目を迎えるこのイベントは、目黒の里ホタル愛好会が中心となって企画していますが、開催にあたっては目黒地区全体が協力して取り組んでいる地域の行事です。当初から携わっている大学生や各団体等のOBの皆さんも来場され旧交を温める姿も見られましたが、このような交流も活動推進の励みとなっています。体育館では「目黒の写真展」「目黒の昔話」などの展示に加えて、今回初めて「灯籠づくり体験」が行われ、蛍の畦道のシンボルともいえる灯籠づくりの体験を楽しんでいました。

南小学校の閉校に伴い、今回から西小学校に活動が引き継がれています。当日は児童有志が学校で作った灯籠を持ってイベントに駆けつけました。

ステージでは初出演の「北宇和高校吹奏楽部」をはじめ、「鬼城太鼓」とジュニア団体の「森風」による迫力ある和太鼓の演奏、教育委員会からの「目黒の文化的景観」の報告、大学生による発表、町内外にファンの多い「ゆずの香り」による懐かしのフォークソングなど、多彩な出演者がイベントを盛り上げました。最後に西小学校児童有志が灯籠を手に入場し点灯式が行われました。児童の合唱が会場に響き渡る中、畦道の灯籠にも火が灯され、夕暮れに散歩道が浮かび上がりました。

イベントの間、会場ではふるさとバザーが盛況で、目黒米おにぎりやうどん、手づくりお菓子などが好評を得ていました。

夕闇に包まれた頃、浮かび上がった灯籠の散歩道を思い思いに散策し、来場者は川沿いに舞う美しいホタルの乱舞を満喫しました。

目黒地区では、今後もこの事業を継続し、地域の自然を生かし守っていきたいと考えています。

5月に西小学校で行われた灯籠づくり

初出演の北宇和高校吹奏楽部

鬼城太鼓・鬼城太鼓森風の演奏

イベントフィナーレの点灯式

ライトアップされた蛍の畦道

第2回　不器男の庭

「ひやりがへし」

地域おこし協力隊　川嶋健佑

今年の4、5月は雨が多くじめじめして、気分の晴れない日々が続いたことではないでしょうか。普段は穏やかな広見川も雨が降ると水かさが増し、とても速い流れの荒々しい川に変わります。この激しさを不器男さんは「灰色がかつたウルトラマリンのはやい流れだ」と表現しています。大正時代末までは今の大門橋のような立派な橋が架かっていなかったので、大雨が降ると簡素な橋は渡ることができませんでした。このような大雨が降ったとき、渡し船で広見川を渡っていました。不器男さんの句に当時の情景を詠んだ次の句があります。

桑原に登校舟つく出水かな　不器男

それとは逆に、夏に旱続（ひでり）きだと広見川の水が熱くなってしまいます。すると、なるべく水かさの多く冷たい水に魚が集まってきます。弱った魚は水面に浮かび上がってくるのですが、このことを不器男さんが生きていた頃は「ひやりがへし」と言っていたそうです。現在は「ひやりがへし」と言わず「ひやりにつく」と言うそうですが、松野町の暑さは今も昔も変わらないようです。

地域おこし協力隊紹介

地域おこし協力隊とは、総務省の支援を受け、都市住民を受け入れ、地域協力活動に従事してもらい、地域への定住・定着を図りながら、地域の活性化に貢献するものです。

6月から新たに松野町地域おこし協力隊員に真庭伸悟さんが加わりました。町内で様々な活動を行っていきますので、皆様方のご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

東京都葛飾区から参りました真庭伸悟と申します。教育を切り口として活動します。

松野町のいろいろなところに出て、見つめ、それを共同の学びにつなげていきたいと思います。

どうぞよろしくお願いします。

真庭　伸悟 さん

まちの投句箱

葛句会　五月例会句会　於　町民センター

GW娘の「ただ今」は勝手口　伊井　はじめ
千里来てわが家選び初燕　伊藤　富子
新緑や木造建築匠技　金谷　重子
天守より見下す街や風薫る　金谷　文恵
雄躑躅武士（おんつつじぶし）の御霊蕊（おんりょうしべ）に秘む　谷　きよし
風の来て辛夷の空の傾ぎけり　布　康江
さっき張力をなくした風鈴だ　ぱ　ん　だ
仏前にカーネーションの花届く　ひの　たいら
薔薇園の目印島の大漁旗　三好　カンナ

俳句のポスト投句作品優秀句　五月投句分

文字摺草友と歩きし通学路　松野町　満　雪
街薄暑あがりがまちの黒光り　大洲市　山中　清子
柚の花に魅かれて不器男の館まで　尾張旭市　二宮健次郎
海を越へ山越へ薄暑満喫す　交野市　杉山　和美
たかんなや石にをさまる不器男の句　松山市　渡部　秀美
つくばいに猫よけの網木の芽風　松山市　渡部　秀美

選者　谷　きよし（葛句会長）

防災安全コーナー

第31回愛媛県消防操法地区大会

6月3日㈰、宇和島市三間町総合運動公園で第31回愛媛県消防操法地区大会が開催されました。

この大会は消防操法技術の向上と消防団員の士気や消防精神の高揚を図り、住民生活の安全に資することを目的として2年に1度開催されるもので、宇和島市、鬼北町、松野町から、ポンプ車の部に4チーム、小型ポンプの部に5チームが出場しました。

本町からは、ポンプ車の部に「第1分団第1部（松丸）」と小型ポンプの部に「第3分団第2部（蕨生）」の2チームが、出場しました。両出場チームは大会に向けて日々練習を重ね、当日は、迅速な行動や確実な動作とチームワークを発揮しました。

なお、この大会で優勝したポンプ車の部「宇和島市消防団津島方面隊岩松分団」と小型ポンプの部「宇和島市消防団吉田方面隊第5分団第1部」は7月29日（荒天時8月5日）に愛媛県消防学校で開催される第30回愛媛県消防操法大会に、宇和島地区消防団連合会の代表として出場されます。

第1分団第1部（松丸）

第3分団第2部（蕨生）

交通安全対策優良市町表彰
～交通死亡事故ゼロ1，000日～

交通安全対策を積極的に推進することで、地域住民の交通安全意識の高揚を図り、交通死亡事故の発生を長期にわたり抑止しているとして、交通安全県民総ぐるみ運動愛媛県本部（本部長：県知事）から「交通安全対策優良市町表彰」を受けました。

表彰は5月21日に県庁で行われ、知事代理の福井防災安全統括部長から坂本町長へ表彰状が授与されました。

今回の表彰は、子どもたちの安全な通学や高齢者の事故防止をはじめとする安全で安心なまちづくりを進めるにあたり、町民の皆さまが日ごろから献身的にご協力いただいている賜物であり、心から感謝申し上げます。

今後も、交通死亡事故ゼロが続きますよう、より一層のご理解とご協力をお願いします。

水害・土砂災害へ備えましょう

これから10月までは、梅雨等の集中豪雨、台風等の起きやすい「出水期」です。

愛媛県では例年、土砂災害危険箇所のパトロールを実施しており、6月5日㈫に、南予地方局建設部管内のパトロール出発式が行われました。

6月7日㈭には、警察、消防をはじめ町の建設環境課・防災安全課の職員も同行して町内の土砂災害危険箇所のパトロールが行われ、県による今後の具体的な対応を要望しました。

日頃から水害、土砂災害へ備えましょう。

- 非常用持出袋の中身を確認しましょう。
- 指定避難所や避難経路を確認しましょう。
- 警報等が発令された場合には、早めの避難行動を行いましょう。

お誕生おめでとうございます（敬称略）

（住所）（保護者）（出生児）（性別）

松丸　中山　優　女
千恵美　友結（ゆい）

健やかな成長をお祈りいたします。

お悔み（敬称略）

（住所）（死亡者）（享年）

上家地　淺井　澄男　59歳
目黒　渡辺　長雄　82歳
目黒　稲澤千都子　86歳

ご冥福をお祈りいたします。

ご寄付お礼（敬称略）

☆社会福祉協議会へ

成田　善行　松野町
金谷　正秀　松野町
岡本　学　松野町
山崎　晃作　松野町
岡本　直訓　松野町
谷口　弘季　松山市
稲澤　春光　松野町

ありがとうございました。

町の人口

平成30年5月31日現在
※外国人を含みます。

世帯数　2,049世帯（＋2世帯）

総人口　4,019人（－7人）
男1,891人　女2,128人
（5月中の異動）
○出　生　2人　○死　亡　5人
○転　入　17人　○転　出　21人

農業委員会だより（７月号）

農地の転用について

農地を住宅や工場等の施設用地、駐車場、植林地といった農地以外に転用するためには、農地法の規定により県知事の許可を受けなければなりません。これは転用する農地を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導することにより、優良農地を確保するためです。転用許可基準が明確に規定されており、基準を満たさない転用申請は許可されません。また、具体的な転用目的を有しない転用申請も許可されません。

転用申請は農業委員会が受付をし、毎月行われている農業委員会の定例総会でその申請に対する意見決定を行い、県知事に意見を進達します。

許可基準には様々な項目や例外事項があり、農業用倉庫として一定面積以内を転用する場合等、一部許可を要しない場合もあります。転用を検討されている方は、まずはお気軽に農業委員会事務局までお問い合わせください。

女性農業委員伝言板　No.12

今回は町内で活躍されている女性農業者の岡本千昭（ちあき）さんをご紹介します。

岡本さんは地元に帰ってきたことをきっかけに、ご両親と一緒に農業を始められました。

岡本さんの桃農園は白桃を中心に１００本以上の木があり、緑ヶ丘団地の開発時から家族で守り続けています。取材に伺った時は、親子で桃の袋かけ作業を手際よく行っておられました。

農業をしていて良かったと感じることは、収穫した桃を食べて「おいしい」と言ってもらえることで、来年もまた頑張ろうという気持ちになれると話されていました。大変なことは、夏の暑い時期に収穫をすることや、収穫時に傷が付かないように気を付けること、時間が経つと熟れて商品にならなくなることなど、暑さと時間との勝負になるということでした。

しかし、ご両親が一生懸命頑張っている姿を見て、自分もその跡を継ぎたいという思いが岡本さんの原動力となっているそうです。

今後の目標を伺うと、今の自分があるのは両親のおかげなので、これからも力を合わせて、一緒に桃を作り続けたいと話されていました。また、「松野の桃は他の有名産地の桃よりもおいしいとよく言ってもらえる。もっとたくさんの人に松野の桃を食べて知ってもらいたい。そうすることで松野の桃の価値が上がり、新しく桃作りにチャレンジする人が増えてほしい。」と力強く述べていただきました。

桃はちょうど収穫の時期を迎えており、岡本さんの桃はかごもり市場にも出荷されます。全国でも負けない自慢の桃を、是非ご賞味ください。

袋かけ作業に励む岡本さん

【問い合わせ先】農業委員会事務局
☎42・1114

各種無料相談所の開設について

１　行政相談
【日　時】７月10日㈫10時～12時
【場　所】町民センター　婦人室
【内　容】行政に関する苦情や要望
【相談者】山﨑　ルリ子（行政相談委員）

２　心配ごと相談
【日　時】７月10日㈫10時～12時
【場　所】町民センター　老人室
【内　容】心配ごと相談
【相談者】民生児童委員

３　人権相談
【日　時】７月10日㈫10時～12時
【場　所】町民センター　老人室
【内　容】人権相談
【相談者】人権擁護委員

クールシェア　みんなで出かけまシェア！行きまシェア！キャンペーン

「クールシェア」とは、電力需要が増加する夏季に、使っているエアコンを消して、家族や友人みんなで一緒に涼しく快適に過ごせる場所に集まることで、家庭で使うエネルギーを節約しようという取組みです。期間中（７～９月）、キャンペーン協力施設（クールシェアスポット）に行くと、特典を受けることができたり無料のイベントに参加できたりすることも！このポスターがクールシェアスポットの目印です。詳しくは県ＨＰをご覧ください。この夏、みんなで外出して、涼しさをシェアしながらエコについて考えてみませんか？

【問い合わせ先】県環境政策課温暖化対策グループ
☎０８９・９１２・２３４９

みきゃんガバメントクラウドファンディングのご寄附を募集しています！

愛媛県イメージアップキャラクター「みきゃん」が、皆さんからのご寄附をもとに、愛媛の観光スポットを散策しながら、地域の特産品やグルメなど、愛媛の魅力を世界に向けて紹介するPR動画を制作します。動画には、皆さんの投票で選ばれた新コスチュームを着たみきゃんが登場！ご寄附いただいた方には、みきゃんの限定写真集やDVDなどの特典もあります。また、すべての寄附がふるさと納税の対象となりますので、所得税の還付及び住民税の控除が受けられます。愛媛のPRを頑張るみきゃんの応援をよろしくお願いします。

【検　索】ガバメント　みきゃん
【HP】下記QRコード
【問い合わせ先】
県広報広聴課　☎089・912・2241

保護者・高校生対象就職フェア（合同企業説明会）の開催について

次のとおり保護者・高校生対象就職フェア（合同企業説明会）の参加者を募集しています。詳しくは、問い合わせ先までご連絡ください。

【参加者のメリット】
・企業の具体的な活動内容が理解できる。
・企業が求める人材や人材確保に対する熱意を知ることができる。
・企業の雇用に対するミスマッチの減少が期待できる。
・一度に複数の企業から話を聞くことができるので、効率が良い。
・企業の採用担当者等から、その企業の特徴を聞くことができる。

【日　時】7月8日㈰13時～15時まで
【場　所】宇和島市役所　2階大会議室
※会場には、台数に限りはありますが無料駐車場があります。

【参加企業】30社程度
※参加企業は7月以降随時、県HP（地方局情報）で公表予定です。
【開催内容】
参加企業による企業紹介、企業情報等の提供（参加企業ごとにブースを設けて個別に企業説明を実施予定）
【参加料】無料
【問い合わせ先】
県南予地方局商工観光室　☎28・6146

「ひきこもり相談」のご案内

宇和島保健所では、保健師による「ひきこもり相談」を行っています。

自宅に6か月以上ひきこもり、学業や仕事に就かず、家族以外の人と親密な対人関係がもてない状態が続いてお困りの本人や家族の皆さん、一人で悩まないでご相談ください。一緒に考えていきましょう。

【日　時】
月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
8時30分～17時15分
【対 象 者】
原則として18歳以上のひきこもりの本人及びその家族
【相談方法】
電話相談（随時）又は来所相談（予約制）
【費　用】無料
【申込・問い合わせ先】
宇和島保健所健康増進課
☎22・5211（内線275・283）

第12回幼年消防大会について

広域管内の幼年消防クラブ員が大集合！3年に一度の祭典が開催されます。

歌に、ダンスに工夫を凝らし、皆さんに防火の大切さを語りかけます。可愛い子供たちの演技に応援をお願いします。

【日　時】7月5日㈭　9時30分～正午まで
【場　所】南予文化会館大ホール
【入 館 料】無料
※屋内の演技ですが、天候（台風等）の都合で中止する場合があります。
【問い合わせ先】
宇和島広域事務組合消防本部　☎22・7501

パソコン技能取得講座受講生募集

南予地域の寡婦、母子（父子）家庭で就業を希望する方を対象に、就職のために必要なパソコンの知識・技能を身に付ける講習会を実施します。

【科　目】ワード・エクセル（マイクロソフト2010）、インターネット、会計ソフトなど企業ニーズを踏まえた演習（科目は、受講生の習熟度などにより変更することがあります。）
【講習期間】9月5日㈬～12月9日㈰
10時～16時（昼休み1時間含む計130時間）
原則、毎週水曜日及び日曜日（計26回）
※会場の都合により、一部変更する場合があります。
【主 催 者】（一財）県母子寡婦福祉連合会
【講習会場】八幡浜市総合福祉文化センター
【募集人数】全日程参加可能な方　20名（応募多数の場合、選考有）
【受講料】無料（教材費と検定料は自己負担）
【申込方法】
7月2日㈫～27日㈮までに町民課児童福祉係へ
・母子（父子）家庭の保護者は児童扶養手当証書（写）又はひとり親家庭医療費受給者証（写）、児童はひとり親家庭医療費受給者証（写）
・寡婦は寡婦であることを証する戸籍謄本
・印鑑（認め印）
【そ の 他】受講決定（選考結果）は、8月中旬に自宅へ郵送します。
【問い合わせ先】
（一財）県母子寡婦福祉連合会内　県母子家庭等就業・自立支援センター
☎089・907・3200

重度心身障害者医療費助成制度について

この制度は、重度心身障害者に対し、医療費の自己負担額を助成することにより、保健の向上、福祉の増進を図ることを目的としたものです。

【対象者】

1　身体障害者手帳　1級・2級の交付を受けている方
2　療育手帳　A級の交付を受けている方
3　療育手帳の判定がBであり、手帳に医該当と記載がある方

【申請に必要なもの】

1　健康保険証
2　身体障害者手帳又は療育手帳
3　印鑑

【病院にかかるとき】

初診時と、月初めには次のものを病院の窓口に提示してください。

・健康保険証
・重度心身障害者医療費受給者証

※県外の病院にかかるときは、事務手続きが異なりますのでお問い合わせください。

【届出が必要なとき】

・加入している保険に変更があった場合
・住所や氏名が変わった場合
・助成対象者が亡くなられた場合
・転出する場合

【助成の範囲】

・各健康保険対象医療費の一部負担金を助成します。

※次のものは支給対象になりません。

入院中の食事代や個室代、健康診断、予防接種など各健康保険医療費の対象外となるもの

（注）医療費が高額になったとき

医療費が高額となり、高額療養費や高額介護合算療養費に該当した場合は、本人に代わって本町が保険者に高額療養費等を請求し、町がその支給を受けることになります。社会保険加入の方については、該当される方に受領委任（高額療養費等の請求、受領を本人に代わって本町が行うための委任）の手続についてご連絡しますので、関係書類の提出等をお願いします。

なお、保険者によっては、高額療養費等が直接、本人に支給されることがありますが、高額療養費等を含む自己負担額は本人に代わって町が支払っていることから、保険者から直接、本人に支給されたときは、当該高額療養費等相当額を町へ返還していただくことになります。

※医療費が高額になるときは、あらかじめ、保険者に『限度額適用認定証』の交付申請を行い、医療機関の窓口で提示していただきますようご協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】

保健センター内保健福祉課　☎42・0708

オープンキャンパスのご案内

概要説明（科目、資格、就職先等）と実習風景の見学や体験を通して、進路選択の参考にお役立てください。

【科　目】

高等学校卒業者を対象とした2年間課程
メカトロニクス科、自動車整備科、メタル技術科

【実施日程】

7月27日㈮9時～12時【体験型】
9月29日㈯9時～12時【体験型】
11月22日㈭9時～12時【見学型】
1月25日㈮9時～12時【見学型】

【問い合わせ先】

県立新居浜高等技術専門校
☎0897・43・4123
FAX0897・41・9880

夏休み特別企画「裁判員裁判体験ツアー」の開催について

松山地方裁判所では、県内の小学5、6年生を対象に実際の法廷を使った刑事模擬裁判などを行う「裁判員裁判体験ツアー」を開催します。

この機会に模擬裁判員裁判を体験したり、裁判官に質問したりして裁判員制度について学んでみませんか。皆さんの参加をお待ちしています。

【日　時】　8月6日㈪13時15分～16時35分

【場　所】　松山地方裁判所

※裁判所の駐車場が狭いため、車での来庁はご遠慮ください。

【対象者】　県内の小学5、6年生

【募集人数】　30名（申込多数の場合は抽選）

【参加費】　無料

【申込方法】　次の宛先まで往復はがきに必要事項を記載のうえ、郵送にてご応募ください。申込方法は、郵送（往復はがき）による方法のみですので、ご注意ください。

なお、グループでの申込みは3名までです。（4名以上記載されていた場合は、全員無効になりますのでご注意ください。）

○宛　先

〒790-8539　松山市一番町三丁目3-8
松山地方裁判所総務課「裁判員裁判体験ツアー」係

○必要記載事項

往信用裏面
参加希望者の①住所、②氏名（ふりがな）、③電話番号、④学校名、⑤学年、⑥同伴する保護者の有無（有の場合、保護者の氏名及び参加希望者との続柄）
返信用表面
参加希望者（グループでの申込みの場合は代表者）の住所、氏名

【受付期間】　7月2日㈪～13日㈮※当日消印有効

【問い合わせ先】

松山地方裁判所総務課庶務係
☎089・903・4379

愛南町の夏婚のお知らせ

愛南町で独身男女の出会いをサポートする婚活イベントを開催します。
詳しくは、問い合わせ先までご連絡ください。

【日　時】
第1弾：8月5日(日)
第2弾：10月7日(日)～8日(月)・(祝)

【対　象】
20歳から45歳くらいの独身女性
(男性については、愛南町内在住の方に限ります。)

【募集人数】女性15名

【開催内容】
第1弾：海鮮バーベキュー、馬瀬山公園散策、スイーツバイキングなど
第2弾：クルージング、釣堀体験、海鮮バーベキューなど

【参加費用】
第1弾：2，500円
第2弾：3，500円

【問い合わせ先】
愛南町企画財政課　☎72・7317

7月　納期（町税等）のお知らせ

今月の納付期限は次のとおりです。期限までに納付しましょう。

税　目	納期限
町県民税（1期）	7月2日
固定資産税（2期）	
国民健康保険税（1期）	7月31日
介護保険料（1期）	
後期高齢者医療保険料（1期）	

【問い合わせ先】
町民課　税務係　☎42・1112

子ども医療・ひとり親家庭医療助成制度受給者の皆さん！

高額療養費の支給申請の手続きにご協力ください

入院・手術等で大きな医療費がかかる場合は、手続きが必要です

高額療養費とは

高額療養費とは、同一月（1日から月末まで）にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、加入している健康保険から**一定の金額（自己負担限度額）を超えた分が、あとで払い戻される**制度です。70歳未満の方で、医療費が高額になることが事前にわかっている場合には、**「限度額適用認定証」**を提示する方法が便利です。

※ **子ども医療、ひとり親家庭医療助成制度の受給者の場合は、松野町が医療費の助成を行っていますので、松野町に払い戻しされます。皆さまの税金で医療費の助成制度が成り立っておりますので、ご協力の程お願いいたします。**

手続きは？

事前に加入している健康保険へ「限度額適用認定証」を申請し、認定証の交付を受け、医療機関の窓口に認定証と保険者証を提出してください。**医療機関へ認定証を提示しなかった場合は、医療機関で受診した月の翌々月以降に印鑑・保険証を持って役場窓口までお越しください。郵送での手続きも可能です。**

こちらからお手続きの依頼をさせていただく場合がありますが、ご了承ください。

自己負担限度額とは

自己負担限度額は、年齢及び所得状況等により設定されています。

国民健康保険制度、70歳未満の方の場合（月額：世帯単位）

所得区分	自己負担限度額（3回目まで）	4回目以降
①区分ア　旧ただし書所得901万円超	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1％	140,100円
②区分イ　旧ただし書所得600万円超901万円以下	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1％	93,000円
③区分ウ　旧ただし書所得210万円超600万円以下	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1％	44,400円
④区分エ　旧ただし書所得210万円以下	57,600円	44,400円
⑤区分オ　住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※ 旧ただし書所得＝総所得金額等から基礎控除等を差し引いた額

【問い合わせ先】　町民課　☎42-1113

～後期高齢者医療制度加入者の皆さんへ～

○保険料の通知書を送付します

平成30年度の保険料額決定通知書を７月中旬にお送りします。
保険料は、一人ひとりに等しくかかる「均等割額」と、所得に応じた「所得割額」の合計額です。

一人あたりの保険料（年額）	＝	均等割額 46,374円	＋	所得割額（総所得金額等 － 33万円【基礎控除額】）× 所得割率8.78％

・保険料（年額）は10円未満切り捨てで、限度額は62万円です。
・世帯（世帯主と被保険者）の所得に応じ、均等割額の９割、8.5割、５割、２割が軽減される場合があります。
・後期高齢者医療制度に加入する前日に会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった方（国民健康保険及び国民健康保険組合は除く）は、所得割額の負担はありません。均等割額については、平成29年度は７割軽減されていましたが、平成30年度は５割軽減になります。ただし、世帯の所得が低い方は、均等割額の９割又は8.5割軽減が受けられます。
・所得割額を負担する方のうち、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方の所得割額について、平成29年度は２割軽減されていましたが、平成30年度は軽減廃止となります。
・納付方法は、年金から天引きされる「特別徴収」と、納付書又は口座振替で納める「普通徴収」の２通りがあります。前年度と納付方法が変更になっている方もいますので通知書を必ずご確認ください。

※詳しくは、保険証と一緒にお送りする「制度のご案内」をご覧ください。

【問い合わせ先】　町民課　税務係　☎42-1112

国民健康保険及び後期高齢者医療制度加入者（70歳以上）の皆さんへ

○平成30年８月から、高額療養費の上限額が変わります

全ての方が安心して医療を受けられる社会を維持するために、高齢者と若者の間での世代間の公平が図られるよう、負担能力に応じたご負担をいただく必要があります。
そのため、平成30年８月から、**70歳以上の方の高額療養費の上限額が変わります。**
皆さまのご理解をお願いいたします。

高額療養費制度とは

１か月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えてお支払いいただいた分を払い戻す制度です。上限額は、個人若しくは世帯の所得に応じて決まっています。
平成30年８月から、70歳以上の方の上限額が下表のように変わります。

70歳以上の方の上限額（月ごと）

ご自身がどの適用区分に該当するかは、被保険者証又は限度額認定証でご確認いただけます。

【平成30年７月まで】

適用区分		外来（個人ごと）	外来＋入院（世帯ごと）
現役並み	Ⅲ　課税所得690万円以上の方	57,600円	80,100円＋（医療費－267,000円）×１％〈多数回 44,400円 ※2〉
	Ⅱ　課税所得380万円以上の方		
	Ⅰ　課税所得145万円以上の方		
一般	課税所得145万円未満の方　※１	14,000円（年間上限144,000円）	57,600円〈多数回44,400円　※2〉
低所得者	Ⅱ 住民税非課税世帯　※３	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯（年金収入80万円以下など）　※３		15,000円

【平成30年８月から】

外来（個人ごと）	外来＋入院（世帯ごと）
252,600円+（医療費-842,000円）×１％＜多数回 140,100円 ※２＞	
167,400円+（医療費-558,000円）×１％＜多数回 93,000円 ※２＞　※４	
80,100円+（医療費-267,000円）×１％＜多数回 44,400円 ※２＞　※４	
18,000円（年間上限144,000円）	57,600円〈多数回44,400円　※2〉
8,000円	24,600円
	15,000円

※１　世帯収入の合計額が520万円未満（１人世帯の場合は383万円未満）の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含みます。
※２　過去12か月以内に３回以上、上限額に達した場合は、４回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。
※３　住民税非課税世帯の方については、従来どおり、限度額適用・標準負担額減額認定証を交付します。
※４　所得区分が「現役並み」（課税所得690万円未満）の方についても、限度額適用認定証の交付が始まります。

【問い合わせ先】　町民課　☎42-1113

○高額介護合算療養費の限度額が見直されます

平成30年８月からの高額療養費の上限額の変更により、高額介護合算療養費の限度額が見直されます。現役並み所得者については、細分化した上で限度額が引き上げられ、一般区分については、限度額が据え置かれます。

高額介護合算療養費制度とは

医療保険と介護保険における１年間（毎年８月１日～翌年７月31日）の自己負担の合算額が高額な場合に、さらに負担を軽減する制度です。

※ 医療保険制度の世帯に介護保険のサービスの利用者がいる場合に、被保険者からの申請に基づき、高額療養費の算定対象となる世帯単位で、医療保険と介護保険の自己負担を合算した額が限度額を超えた場合に支給されます。

※ 支給額は、医療保険者、介護保険者の双方が、自己負担額の比率に応じて按分して負担します。

平成30年８月から、高額介護合算療養費の限度額が下表のように変わります。

【現　行】

所得区分	負担限度額（年額）70歳以上（※２）
現役並み所得者 課税所得145万円以上の方	67万円
一　般 課税所得145万円未満の方（※１）	56万円
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者Ⅰ	19万円（※３）

細分化＋上限引き上げ

据え置き

【平成30年８月から】

所得区分		負担限度額（年額）70歳以上（※２）	［参考］負担限度額（年額）70歳未満（※２）
現役並み所得者	課税所得690万円以上の方	212万円	212万円
	課税所得380万円以上の方	141万円	141万円
	課税所得145万円以上の方	67万円	67万円
一　般 課税所得145万円未満の方（※１）		56万円	60万円
低所得者Ⅱ		31万円	34万円
低所得者Ⅰ		19万円（※３）	

※１　収入の合計額が520万円未満（１人世帯の場合は383万円未満）の場合及び「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含みます。

※２　対象世帯に70～74歳と70歳未満が混在する場合、まず70～74歳の自己負担合算額に限度額を適用した後、残る負担額と70歳未満の自己負担合算額を合わせた額に限度額を適用します。

※３　介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は31万円になります。

【問い合わせ先】

●国民健康保険にご加入の方▶▶▶窓口（町民課）まで　☎42-1113

●後期高齢者医療制度の方▶▶▶▶窓口（町民課）まで　☎42-1113

又は県後期高齢者医療広域連合まで　☎089-911-7733

各種自衛官募集について

自衛隊宇和島地域事務所では、下記のとおり各種自衛官を募集しています。

募集種目	受験資格	試　験　日		試験地
自衛官候補生（任期制自衛官）	18歳以上27歳未満	①８月26日㈰～27日㈪内１日（高卒見込みの方を除く）		陸上自衛隊松山駐屯地
		②９月18日㈫～20日㈭及び26日㈬内１日（高卒見込みの方を含む）		
一般曹候補生	18歳以上27歳未満（高卒見込みの方を含む）	①９月22日㈯	いずれか１日	宇和島市役所
		②９月21日㈮及び23日㈰		ゴールドビル味酒（松山市）
航空学生（海自・空自パイロット）	海自：高卒（見込みを含む）で23歳未満	９月17日㈪（祝日）		松山青少年センター
	空自：高卒（見込みを含む）で21歳未満			

【受付期間】　７月１日㈰～９月７日㈮

【問い合わせ先】　自衛隊宇和島地域事務所（宇和島地方合同庁舎１階）　☎・FAX23-5431

後期高齢者医療保険からのおしらせ

○新しい保険証を７月下旬にオレンジ色の封筒で郵送します

現在お持ちの保険証（オリーブ色）の有効期限は、平成30年７月31日㈫です。
８月１日㈬からは、**新しい保険証（薄桃色）**に変わります。

- **交付対象者**　75歳以上の方
  65歳から74歳の一定の障がいがある方
  （本人の申請に基づき、愛媛県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方）
- **一部負担割合**　１割又は３割　※平成29年中の所得によって決定します。
- **交付の時期**　新しい保険証は、７月下旬に郵送します。
  ８月直前になっても届かない場合や不明な点がある場合は問い合わせてください。
  なお、８月以降新たに75歳となる方の保険証は、誕生日の前月に郵送します。
  新しい保険証が届いたら、住所・氏名や一部負担割合などを必ず確認してください。
  ※有効期限の切れた保険証は、ハサミなどで裁断するなどして処分してください。

○保険料について

平成30年度の保険料額決定通知書を７月中旬にお送りします。
納付方法は年金から天引きされる「特別徴収」と、納付書又は口座振替で納める「普通徴収」があります。前年度と納付方法が変更になっている方もいますので、通知書を必ずご確認ください。
※詳しくは、保険証と一緒にお送りする「後期高齢者医療制度のご案内」をご覧ください。

【問い合わせ先】　町民課　保険事業係　☎42-1113

国民健康保険からのおしらせ

○新しい保険証を７月下旬に青色の封筒で郵送します

現在お持ちの保険証の有効期限は、平成30年７月31日㈫です。
８月１日㈬からは、新しい保険証をご使用ください。

- 保険証の色が変わります。　**◆一般被保険者：うぐいす色　→　黄色**
- 世帯主の方へ加入者全員分を同封して郵送します。※納税相談が必要な世帯には別途通知します。
- 台紙に貼り付けて郵送しますので、はがしてお使いください。
- 保険証を受け取ったらすぐに内容を確認し、誤りや変更がある場合は、町民課窓口に届出をしてください。
- 70歳以上の高齢受給者証と保険証は一体型となっています。
- 年度途中で75歳になられる方や退職者医療制度から一般の国民健康保険に移行する方は年度途中までの有効期限ですので、更新については別途通知します。
- 簡易書留での郵送や窓口での交付を希望する方、送付先を変更したい方は７月６日㈮までにご連絡ください。

※有効期限の切れた保険証は町民課又は吉野生支所まで返却していただくか、ハサミなどで裁断するなどして処分してください。

○保険税について

- 平成30年度の国保税決定通知書を７月中旬にお送りします。

【問い合わせ先】　町民課　保険事業係　☎42-1113

皆さんの納める保険税は、国保制度を支えるための大切な財源です。
納め忘れなどがないようご協力をお願いします。

宇和島地区広域事務組合職員募集

平成31年度採用の職員を募集します。

職　種	人　数	受　験　資　格
看　護	若干名	昭和44年４月２日以降生まれで、看護師又は准看護師資格を有する方（平成31年３月末日までに取得見込みを含む。）
介護Ａ	10名程度	平成元年４月２日以降生まれで、介護福祉士資格を有する方（平成31年３月末までに取得見込みを含む。）
介護Ｂ		昭和44年４月２日から平成元年４月１日までの間に生まれ、介護福祉士資格を取得している方
児童指導員	若干名	昭和54年４月２日以降生まれで、児童指導員任用資格を有する方又は小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校の教諭免許を有する方（平成31年３月末までに取得見込みを含む。）
保育士	若干名	昭和54年４月２日以降生まれで、保育士資格を有する方（平成31年３月末までに取得見込みを含む。）
消防職	６名程度	○平成６年４月２日以降生まれで、高等学校卒業以上の学歴を有する方又は平成31年３月卒業見込みの方若しくは高等学校卒業程度以上の学力を有する方 ○準中型自動車免許を有する方（取得見込みを含む。） ○高所恐怖症でない方

【１次試験】

職　種	内　容	試　験　日（１次試験）
看護	看護師適性検査、作文	平成30年10月14日(日)
介護Ａ	教養試験（高卒程度）、職場適応性検査、作文	平成30年９月16日(日)
介護Ｂ		平成30年10月14日(日)
児童指導員	教養試験（高卒程度）、職場適応性検査、作文	平成30年９月16日(日)
保育士	保育士専門試験、職場適応性検査、作文	
消防職	教養試験（高卒程度）、消防適性検査、作文	
※２次試験は、１次試験合格者のみに通知します。		

※受験資格等の詳細は、各試験案内で確認してください。

【採用年月日（予定）】 平成31年４月１日

【試験案内・志願票】

○消防職以外の職種は、組合事務局管理課、組合福祉施設又は組合ホームページにあります。

○消防職は、消防本部総務課、鬼北消防署、吉田・津島分署、組合事務局管理課、宇和島市・松野町・鬼北町人事担当課又は消防本部ホームページにあります。※郵便で請求する場合は、「職員志願票請求」と朱書きした封筒に、返信用封筒（92円切手を貼り、宛先を書いた長形３号サイズ）を同封し、各問い合わせ先へ郵送してください。

【受付期間】 下記期間の執務時間中（必着）

試　験　区　分	受　付　期　間
介護Ａ・児童指導員・保育士・消防職	平成30年８月１日～平成30年８月23日
看護・介護Ｂ	平成30年８月27日～平成30年９月20日

【問い合わせ先】

消防職以外の職種	消　防　職
〒798-8601　宇和島市曙町１番地 宇和島地区広域事務組合管理課人事係 ☎22-8664	〒798-0060　宇和島市丸之内５丁目1番18号 宇和島地区広域事務組合消防本部総務課 ☎22-7539

お詫びと訂正

６月号の介護保険料基準に誤りがありました。
訂正して、お詫び申し上げます。

第７段階	正）120万円以上200万円未満	誤）120万円以上190万円未満
第８段階	正）200万円以上300万円未満	誤）190万円以上290万円未満
第９段階	正）300万円以上	誤）290万円以上

医療・保健福祉情報コーナー

暮らしに役立つ

○　食中毒にご注意ください。

食中毒を起こす主な原因は「細菌」と「ウイルス」です。

細菌が原因となる食中毒は夏場に多く発生しています。その原因となる細菌の代表的なものは、腸管出血性大腸菌（O157など）やカンピロバクター、サルモネラ属菌などです。

細菌は、温度や湿度などの条件が揃うと食べ物の中で増殖し、その食べ物を食べることで食中毒を引き起こします。細菌の多くは湿気を好むため、気温が高くなりはじめ湿度も高くなる梅雨時には、細菌による食中毒が増えます。

食中毒の三原則
つけない！増やさない！やっつける！

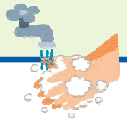

つけない！→洗う、分ける

手には様々な雑菌が付着しています。食中毒の原因菌やウイルスを食べ物につけないように、食材の取扱前後には必ず手を洗いましょう。食品の保管の際にも、他の食品に付いた細菌が付着しないよう、密封容器に入れたり、ラップをかけたりすることが大事です。

増やさない！→低温で保存する

肉や魚などの生鮮食品やお総菜などは、購入後、できるだけ早く冷蔵庫に入れましょう。なお、冷蔵庫に入れても、細菌はゆっくりと増殖しますので、冷蔵庫を過信せず、早めに食べることが大事です。

やっつける！→加熱処理

ほとんどの細菌やウイルスは加熱によって死滅しますので、肉や魚はもちろん、野菜なども加熱して食べれば安全です。特に肉料理は中心までよく加熱することが大事です。中心部を75℃で１分以上加熱することが目安です。ふきんやまな板、包丁などの調理器具にも、細菌やウイルスが付着します。特に肉や魚、卵などを使った後の調理器具は、洗剤でよく洗ってから、熱湯をかけて殺菌しましょう。

○かかりつけ医をもちましょう

「かかりつけ医」とは、日常的な診療や健康管理などについて気軽に相談できる身近な医師のことです。

精密検査や高度な治療が必要な場合は、適切な病院や専門医を紹介してもらえます。

○できるだけ通常の診療時間内に受診しましょう

～中央診療所の外来診療時間～

受付時間　７時～11時30分　12時～17時　　診療時間　９時～12時　14時～17時15分

○土・日・祝祭日・年末年始は休診です。（開業医、休日当番医をご確認ください）

○健康診断、予防接種等に関する予約等については診療時間内にお問い合わせください。

～目黒（第１木曜日）・吉野（第２木曜日）・谷口（第３木曜日）診療所の外来診療時間～

受付時間　13時～16時　診療時間　13時30分～16時30分　※都合により変更する場合があります。

看護師随時募集中！　【問い合わせ先】　中央診療所　☎42-0707

ひとり親家庭に対する医療助成について

本町では、ひとり親家庭に対する経済的支援として、保険診療に伴う医療費の自己負担分を町が代わって支払う「ひとり親家庭医療費助成」を実施しています。

平成30年度の税額が確定されることに伴い、下記の対象になると思われる場合は、６月25日以降に町民課で申請手続きを行ってください。

１　対 象 者

松野町に住所があり、以下に該当する場合に対象となります。

(1) 20歳未満の子を扶養している配偶者のない方

(2) 上記１に扶養されている20歳未満の就職や結婚をしていない子ども

※個々の状況により、20歳以上の子どもでも対象となる場合がありますので、詳しくは町民課までお問い合わせください。

２　所得制限

ひとり親家庭の親が、所得税非課税であること。ただし、所得税の年少扶養控除廃止等による調整を行うため、所得税課税でも対象となる場合があります。

３　申請に必要なもの

(1) 対象者全員の健康保険証

(2) 印鑑（スタンプ印を除く）

(3) 子ども医療受給者証（現在、受給している子どもがいる場合）

(4) 在学証明書又は学生証（高校生以上の子どもの場合）

※個々の状況により、児童の戸籍謄本や身体障害者手帳などが必要となります。

【問い合わせ先】 町民課　児童福祉係　☎42-1113

道路への倒竹木や張り出している枝（支障木）の伐採について

強風・大雨・降雪時に道路（車道・歩道）への倒竹木や枝の垂れ下がりによって、歩行者や車両の通行に支障をきたすことがあります。また、道路標識やカーブミラー等が見えにくくなり、交通事故の原因となります。

私有地に生育している樹木等は土地所有者の管理物であり、道路に隣接する個人宅から張り出した庭木・生垣・山林・草木が原因（倒木・枝等の落下・落雪等）で、けがや物品の損傷を招く事故が発生した場合には土地所有者が賠償責任を問われる場合があります。

道路には通行の安全確保のため「建築限界」が定められており、道路上での事故防止のため、自己所有地を確認し、所有者の責任において剪定・伐採等適切に管理をお願いします。

建築限界とは…

道路法第30条及び道路構造令第12条において、道路の安全を確保するため

◎車道の上空 4.5m

◎歩道の上空 2.5m

の範囲内に障害となるものを置いてはならないとしています。これを「建築限界」と言います。

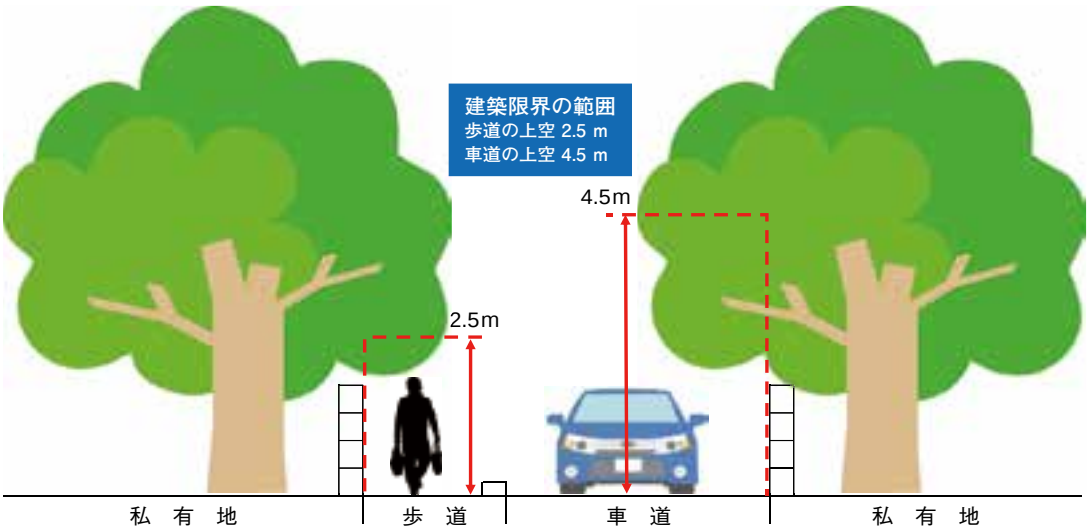

【問い合わせ先】 建設環境課　☎42-1115

7月の森の国行事予定表

日	曜日	予　定	当番医		当番医	
1	日	四国家のお宝ツアー （県予土線利用促進対策協議会）	当	友松外科・胃腸科 ☎22-0410	当	楠　崎　内　科 ☎24-2211
			当	やくしじこどもクリニック ☎24-1386	当	永井内科医院 ☎32-6688
2	月	健康診査・がん検診／豊岡前公民館（８：00 ～ 10：30）				
3	火	健康診査・がん検診／松野町隣保館（８：00 ～ 10：30）				
4	水	粗大ごみ収集／豊岡後集会所（９：30 ～ 11：00）				
5	木	住民座談会／延野々集会所（19：00 ～）				
6	金	住民座談会／目黒基幹集落センター（19：00 ～）				
7	土					
8	日		当	植木整形外科 ☎22-0022	当	中山内科胃腸科 ☎22-0707
			当	上田小児科・外科 ☎25-0100	当	富　山　医　院 ☎45-0360
9	月	住民座談会／上家地集会所（19：00 ～）				
10	火	行政・心配ごと・人権相談／町民センター（10：00 ～ 12：00） 住民座談会／豊岡後集会所（19：00 ～）				
11	水	粗大ごみ収集／延野々集会所（９：30 ～ 11：00）				
12	木	住民座談会／吉野生公民館（19：00 ～）				
13	金	住民座談会／奥野川住民センター（19：00 ～）				
14	土	目黒の夜市／目黒基幹集落センター（18：00 ～）				
15	日	粗大ごみ収集／松野町役場（９：30 ～ 12：00） 滑床渓谷沢歩き（滑床まつり） 滑床アマゴ釣り大会（滑床まつり）	当	しませ医院 ☎27-1888	当	石川循環器科内科 ☎20-0320
			当	山下小児科 ☎23-0055	当	市立津島病院 ☎32-2011
16	月	海の日	当	ますだクリニック ☎23-6611	当	兵頭内科医院 ☎25-2772
			当	こおり小児科 ☎24-5633	当	町立北宇和病院 ☎45-3400
17	火					
18	水					
19	木					
20	金	小中学校終業式 住民座談会／富岡公民館（19：00 ～）				
21	土	郡小学校水泳競技大会 ゆかたまつり／JR松丸駅前通り				
22	日	消防団夏期訓練会	当	鎌　野　病　院 ☎24-6611	当	和霊町松浦内科 ☎23-1510
			当	こばやし小児科 ☎23-1150	当	篠　原　医　院 ☎45-3370
23	月					
24	火					
25	水					
26	木					
27	金					
28	土	滑床ファミリーアドベンチャー（滑床まつり）～ 29日				
29	日		当	上甲外科クリニック ☎25-5811	当	田中循環器科内科 ☎22-0504
			当	やくしじこどもクリニック ☎24-1386	当	大野内科医院 ☎45-0141
30	月	乳がんマンモグラフィ検診／保健センター【骨量測定あり】（９：30 ～ 15：00）				
31	火					

※休日当番医は、変更になることがありますので、新聞や電話等で確認し、事前に症状を説明し受診しましょう。

ごみ収集日程表

可　燃　物	
月	延野々・豊岡・富岡・上家地・目黒
火	松丸・吉野・蕨生・奥野川
水	
木	延野々・豊岡・富岡・上家地・目黒
金	松丸・吉野・蕨生・奥野川

※吉野葛川地区…毎週火曜日

不　燃　物	資　源
月	松丸・吉野・蕨生・奥野川
火	
水	
木	
金	延野々・豊岡・富岡・上家地・目黒

※上　家　地…第１・第３金曜日
吉野葛川地区…第２・第４月曜日

ＰＥＴボトル	びん・かん
月	
火	
水	町内全域
木	
金	

※上　家　地…第２・第４水曜日
吉野葛川地区…第１・第３水曜日

古　紙　類	
月	
火	延野々・豊岡・富岡・上家地・目黒
水	
木	松丸・吉野・蕨生・奥野川
金	

※上　家　地…第２火曜日
吉野葛川地区…第１木曜日

混ぜればゴミ！
分ければ資源！

ゴミの減量化に
ご協力ください！

発行／松野町役場　編集／総務課
〒798-2192 愛媛県北宇和郡松野町大字松丸343
☎0895・42・1111
URL:http://www.town.matsuno.ehime.jp/
E-mail:m-soumu@town.matsuno.ehime.jp